保 育 所 等 入 所 の 手 引

令和９年度版

南九州市

新年度申込期間　：令和８年 11 月９日（月）～令和８年 12 月４日（金）
年度途中申込期間：入所希望月の３か月前～入所希望月の前月の５日まで

※先着順ではありません。不足書類のないように申請をお願いします。

◆保育所等を利用されるみなさまへお願い

お仕事がお休みの日などは、ご家庭でお子様と過ごすようにしましょう。
ただし、通院などでやむを得ない場合は、保育所等を利用できます。
詳しくは、利用する（予定の）園にお尋ねください。

本　　庁　子育て支援係　　TEL 0993-83-2050（直通）
頴娃支所　福　祉　係　　TEL 0993-36-1111（代表）
川辺支所　福　祉　係　　TEL 0993-56-1111（代表）

内容

はじめに 1
1　１号認定の申込（申込先：希望する施設） 1
2　２号・３号認定の申込（申込先：市役所） 2
3　申込に必要な書類（認定区分別） 3
4　保育の必要性について 3
5　利用料金（保育料など） 4
6　入所後に変更があったときには 5
7　保育所等の利用のルール（適正利用） 5
8　預かり保育等の無償化（新１号・新２号・新３号認定） 6
9　よくある質問 7
10　市内の保育所・認定こども園の一覧 8

はじめに

保育所等の利用を希望する場合は、お子さんの年齢や「保育の必要性」の有無によって、申込先や手続の方法が異なります。

保育の必要性とは、言い換えれば保護者が家庭でお子さんを保育することが難しい理由のことで、例えば就労や入院などが当てはまります。

認定区分	保育の必要性	クラス年齢	申込先
1号認定	なし	満3歳以上	希望施設
2号認定	あり	3歳児～5歳児	市役所
3号認定	あり	0歳児～2歳児	

○簡単にまとめると…

●**保育の必要性なし　→　施設（園）に申込**（すぐ下の見出しを参照。）
●**保育の必要性あり　→　市役所に申込**　（次のページを参照。）

ちなみに、預かり保育等の無償化に必要な「新1号・新2号・新3号認定」は、通常の1号・2号・3号認定とは別の制度です。該当する方は6ページの「8　預かり保育等の無償化」をご確認ください。

1　1号認定の申込（申込先：希望する施設）

◆対象となる子ども

満3歳以上のお子さんで、保育の必要性を問いません。

◆申込の期限

早めに施設（認定こども園・幼稚園）に相談し、その指示に従ってください。

遅くとも、入所日（原則、各月1日）の一週間前までには申込をしていただくようにお願いします。

◆申込の方法

申請書、その他指定された書類を施設に提出してください。

2　２号・３号認定の申込（申込先：市役所）

◆対象となる子ども

保護者に保育の必要性がある５歳児までのお子さん

◆申込の期限

①新年度（令和９年４月～６月）から利用を希望する場合【一次募集】

受付期間：令和８年 11 月９日（月）～12 月４日（金）

・先着順ではありません。

・期限を過ぎても申込は可能ですが、期間内の申込を優先して利用調整いたします。

②年度途中から利用を希望する場合【二次募集】

受付期間：入所希望月の３か月前～前月５日まで

・５日が土・日・祝日の場合は、その直前の開庁日が締切です。

・原則として締切後の申込は、翌月の利用開始希望として取り扱います。

・4～6 月の入所については、一次募集での申込が優先されます。

◆申込の方法（①と②どちらでもかまいません。）

①窓口に提出

申請書一式を紙媒体で提出してください。

②電子申請（マイナンバーカード必須）

右の二次元コードから電子申請をしてください。

＊入所申込

◆申込から利用開始までの流れ

申込→書類審査・利用調整※→結果通知→利用開始

※申込者が施設の受入可能人数を上回る場合は、保育の必要性や家庭状況等を指数化し、指数の高い方から利用調整を行います。申込の早い順ではありません。

指数の詳細は、市ホームページをご確認ください。

＊利用調整

3　申込に必要な書類（認定区分別）

認定区分	提出書類	提出先
1号認定	□教育・保育給付認定申請書（兼利用申込書） □施設が指定する書類（入園願書など）	希望施設
2号認定 3号認定	□教育・保育給付認定申請書（兼利用申込書） □家庭調査票（お子さん1人につき1枚） □保護者**全員**の「保育の必要性」を確認できる書類 （下の「4　保育の必要性について」を参照）	市役所

※家庭状況等によって、その他の添付書類が必要になる場合があります。

※申請書にはマイナンバーの記入箇所があります。本人確認書類をご持参ください。

4　保育の必要性について

①保育の必要量が「保育標準時間」（最長11時間）となるもの

保育の必要性	主な提出書類
会社等で就労	就労証明書（親族雇用の場合、給与明細書等を追加）
農業・自営業・内職等	就労証明書＋保育所等の利用に関する確認書＋確定申告書等
妊娠・出産	母子健康手帳の写し
疾病・障害	診断書（市の指定様式）
介護・看護	診断書（同上）＋介護・看護に係る申告書
就学・職業訓練	就学等証明書
その他	「災害復旧」、「虐待・DV等のおそれ」を含みます。家庭の状況に応じて、個別の相談で提出書類を決定します。

◆申込の前に確認してください

・就労、介護・看護、就学は、原則として月64時間以上（通勤除く）の従事が必要です。

・育児休業中の新規申込は、原則として復職する月以後の入所申込となります。

・妊娠・出産の受付では、産前8週間（多胎14週間）・産後8週間が認定期間です。

②保育の必要量が「保育短時間」（最長8時間）となるもの

保育の必要性	主な提出書類
求職活動・起業準備	求職等申告書（裏面に証明欄あり）

◆申込の前に確認してください

・求職活動等での入所期間には、90日間の期限があります。

・ハローワーク等の証明が裏面にある場合、調整指数に加点します。

＊様式・記載例

5　利用料金（保育料など）

保育所等の利用料金は、主に保育料（利用者負担額）、副食費、そしてその他の費用に大きく分けられます。

◆保育料（利用者負担額）

４月～８月分は令和８年度の、９月～翌年３月分は令和９年度の課税状況や世帯状況により、南九州市が保育料を決定します。なお、令和９年度の入所決定者の保育料は令和９年３月頃にお知らせします。

認定区分	クラス年齢	保育料
１号認定	満３歳以上	無償（０円）
２号認定	３歳児～５歳児	
３号認定	０歳児～２歳児	**保護者の市民税所得割額や世帯状況により決定**

※保育料の具体的な金額や計算方法は、本市のホームページをご覧ください。

＊保育料

◆副食費

副食費は、おかずやおやつなどにかかる費用のことです。１号・２号認定のお子さんについて、支払が発生します。

金額は、各施設（園）が定めていますが、課税状況やお子さんの数に応じて、支払が免除される場合があります。

保育料と同じように、４月～８月分は令和８年度の、９月～翌年３月分は令和９年度の課税状況と世帯状況により、南九州市が免除を決定します。

◆その他の費用

その他、制服・体操服代、主食費、教材費、行事への参加費、延長保育料、保険料などの費用がかかる場合があります。これらの費用や金額は、各施設（園）が定めているため、詳細は施設にお問い合わせください。

6　入所後に変更があったときには

入所後、ご家庭の状況が変わった場合は、市役所で手続が必要となることがあります。変更があったら、できるだけ早く市役所にお知らせください。

場面	必要な手続
・転職、退職した ・勤務時間や雇用期間が変わった ・産前産後休暇・育児休業を取得した ・介護・看護を始めた ・就学を始めた ・婚姻、離婚などにより世帯構成が変わった	□市役所に変更届を提出
・保育の必要性がなくなった ・市外に転出することになった	□市役所に退所願を提出

7　保育所等の利用のルール（適正利用）

保育所等は、お仕事などの理由で保育が難しいお子さんを、保護者に代わって保育する施設であるため、次の２つが利用の基本ルールとなっています。

〇仕事がお休みの日などは、できるだけ家庭保育をする
〇保育所等は、保育が必要な時間だけ利用する

このようなルールがあるのは、適正な利用へのご協力をいただければ、保育の振り返りや改善活動を行う時間が確保しやすくなり、より安心で安全な保育環境の形成につながるためです。

ただし、保護者の急な体調不良など、どうしても必要なときに利用してはならない、ということではありません。そういったときには、施設に相談のうえで利用していただくようお願いします。

詳細は、市のホームページをご覧ください。

＊適正利用

8　預かり保育等の無償化（新１号・新２号・新３号認定）

１号認定で認定こども園等を利用する方などが、預かり保育等の無償化を受ける場合は、別に申請が必要となります。これは「新１号・新２号・新３号認定」とも呼ばれますが、通常の１号・２号・３号認定とは別の制度です。

○預かり保育等の無償化の概要（金額は、月あたりの無償化上限額です。）

認定区分	保育の必要性	要件等	幼稚園利用料（※）	預かり保育料
新１号認定	なし	満３歳以上	28,000 円	
新２号認定	あり	３歳児以上	28,000 円	12,300 円
新３号認定	あり	**満３歳かつ非課税世帯**	28,000 円	17,700 円

※幼稚園利用料は、施設が独自に利用料を設定している場合に限ります。

◆対象となる子ども

①幼稚園（旧制度※）を利用されるお子さん（新１号認定）
②１号認定で認定こども園等を利用するお子さんのうち、保育の必要性があるお子さん（新２号・新３号認定）

※幼稚園（旧制度）は、子ども・子育て支援法による運営費の補助金を受けない幼稚園のことです。詳しくは、担当者にお尋ねください。

◆申込の期限

認定を希望する月の前月末までには、下記の書類を提出してください。

認定区分	提出書類	提出先
新１号認定	□子育てのための施設等利用給付認定申請書	希望施設
新２号認定 新３号認定	□子育てのための施設等利用給付認定申請書 □保護者の保育の必要性を証明する書類 （３ページ「４　保育の必要性について」と共通）	市役所

◆申込の方法（①と②どちらでもかまいません。）

①窓口に提出
申請書一式を紙媒体で提出してください。
②電子申請（マイナンバーカード必須）
右の二次元コードから電子申請をしてください。

＊新２号・新３号申込

9　よくある質問

Q　年度途中で3歳になったら、保育料は無償になりますか？
A　無償化の対象になるかどうかは、その年度の4月1日時点の年齢で決まります。年度途中で3歳になっても、その年度中は2歳児クラスとして取り扱い、翌年度から3歳児クラスとして無償化の対象となります。

Q　求職活動を理由に申し込む場合、いつまで利用できますか？
A　求職活動を理由とする場合は、認定開始日から90日間を経過する日の属する月の末日が期限となります。期限までに就労が決まった場合は、就労証明書等を提出し、保育の必要性の変更手続をしてください。 　期限を過ぎた場合、そこで退所となり、求職活動を理由とする年度内の再認定は原則として受け付けかねますので、ご注意ください。

Q　育児休業中でも新規入所の申込はできますか？
A　育児休業の対象となっているお子さんについては、原則として職場復帰する月以後の入所申込となります。

Q　転入・転出予定があります。どこで手続をすればよいですか。
A　住所や利用を希望する施設によって手続が異なります。転入・転出予定がある場合は、申込の前に市役所へご相談ください。

Q　南九州市外の保育所等を利用できますか？
A　市外に就労先があるなど、一定の要件を満たす場合に利用できることがあります。市外施設のご利用を希望される場合は、市役所へご相談ください。

Q　今の保育所を来年度も利用したいのですが、何か手続は必要ですか？
A　毎年度1回、「現況届」という手続があり、保育の必要性を証明する書類等の提出が求められます。受付期間は、新年度入所（一次募集）と同じです。 　園から案内があるので、期限を守り、市役所に書類を提出してください。

10　市内の保育所・認定こども園の一覧

地区	施設の名称 （住所）	施設の種類	保育標準時間 （開所時間）	電話番号 （0993）
頴娃	**認定こども園頴娃保育園** （頴娃町郡 1390）	認定こども園	7:00～18:00 （7:00～19:00）	36-0139
	南九州勝縁こども園 （頴娃町郡 11334-7）	認定こども園	7:00～18:00 （7:00～19:00）	36-0102
	粟ヶ窪保育所 （頴娃町牧之内 9453-4）	保育所	7:00～18:00 （7:00～18:30）	36-0276
	御領保育園 （頴娃町御領 3450-2）	保育所	7:00～18:00 （7:00～19:00）	36-0595
	ちどり保育園 （頴娃町別府 4902）	保育所	7:00～18:00 （7:00～19:00）	38-0189
	大川こども園 （頴娃町別府 6597-3）	認定こども園	7:00～18:00 （7:00～19:00）	27-4858
	青戸保育園 （頴娃町上別府 4567）	保育所	7:00～18:00 （7:00～19:00）	39-0236
知覧	**知覧ふたばこども園** （知覧町永里 4612-1）	認定こども園	7:00～18:00 （7:00～19:00）	83-2228
	ちらん中央こども園 （知覧町瀬世 5383-7）	認定こども園	7:00～18:00 （7:00～19:00）	84-0628
	明光保育園 （知覧町東別府 20782-2）	保育所	7:00～18:00 （7:00～19:00）	85-3292
	大徳寺保育園 （知覧町南別府 27093）	保育所	7:00～18:00 （7:00～18:30）	59-3161
	ちらん平和こども園 （知覧町郡 17756-4）	認定こども園	7:00～18:00 （7:00～19:00）	83-4735
川辺	**緑が丘こども園** （川辺町平山 2522）	認定こども園	7:00～18:00 （7:00～19:00）	56-1505
	おののもりこども園 （川辺町小野 1110-1）	認定こども園	7:00～19:00 （7:00～19:00）	56-1935
	こども園ほしのこ （川辺町永田 1861）	認定こども園	7:00～18:00 （7:00～19:00）	56-1316
	かつめこども園 （川辺町中山田 1884-3）	認定こども園	7:00～18:00 （7:00～19:00）	57-2525
	認定こども園川辺幼稚園 （川辺町両添 1061-1）	認定こども園	7:00～18:00 （7:00～19:00）	56-0450
	こばとこども園 （川辺町平山 2533）	認定こども園	7:00～18:00 （7:00～19:00）	56-4278

※令和９年４月１日時点の予定情報です。

※延長保育や送迎など詳細な情報は、各施設にお問い合わせください。

＊保育所一覧


Minamikyushu City